

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船損害等補償法に基づき付保義務発生</li> <li>・漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正</li> <li>・令和2年度第1回地方臨時種畜検査の結果</li> <li>・保安林の指定</li> <li>・保安林の指定の解除</li> </ul> <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定計量器定期検査の実施</li> <li>・土地改良区の役員の就退任</li> <li>・測量の実施（7件）</li> </ul> <p>◎ 監査委員公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度普通会計定期監査（後期）及び財政援助団体等監査の結果に係る措置</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>水 産 経 営 課</p> <p>畜 産 課</p> <p>林 政 課</p> <p>〃</p> <p>計 量 検 定 所</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>監 査 事 務 局</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 告 示

### 長崎県告示第560号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

加入区

大瀬戸町加入区

### 長崎県告示第561号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

「

平戸市第6 加入区	平戸市漁業協同組合の地区のうち旧薄香漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業 2 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう）
--------------	-----------------------------	--------------------------------------------------------

を

」

平戸市第6 加入区	平戸市漁業協同組合の地区のうち旧薄香漁業協同組合の区域	1 小型合併漁業 2 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう） 3 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう） 4 小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう）
--------------	-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

### 長崎県告示第562号

令和2年度第1回地方臨時種畜検査の結果について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

種畜証明書番号	検査月日	名 号	品 種	検査成績	飼養者住所	飼養者氏名
11397945486	6月16日	百勝福	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11366492591	6月16日	金星3	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター
11360774594	6月16日	愛之助	黒毛和種	2級	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

### 長崎県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 保安林の所在場所

南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷字山ノ神25の1、25の10から25の17まで、25の21、25の23、25の26、字築地38の1（次の図に示す部分に限る。）、38の2、39の6、39の8、39の10、39の12から39の14まで、39の16、39の19から39の21まで、40の2、40の4

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

##### 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神25の1・25の13・25の14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字築地38の2・39の6・39の8・39の12（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、38の1

##### 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

##### 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

##### 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 長崎県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
諫早市森山町唐比西字五本松37の1・字塔ノ本42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
諫早市森山町唐比西字五本松37の1・字塔ノ本42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 3 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
諫早市森山町唐比西字五本松37の1・字塔ノ本42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時  
大村市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	三浦地区	大村市役所三浦出張所	9月14日	10時15分から11時まで
同 上	松原地区・福重地区	大村市役所松原出張所		13時30分から15時30分まで
同 上	西大村地区	中地区公民館	9月15日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
			9月16日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	竹松地区・萱瀬地区	郡地区公民館	9月18日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	大村地区・鈴田地区	大村市役所別館正面玄関	9月28日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
			9月29日	10時30分から12時まで 13時から15時まで
同 上	大村市全地区	中地区公民館	9月30日	10時30分から12時まで 13時から14時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		9月14日から 12月25日まで	10時から12時まで 13時から16時まで

	土曜・日曜 祝日は除く
--	----------------

- 2 検査の対象となる特定計量器  
取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関  
指定定期検査機関 (一社) 長崎県計量協会

**土地改良区の役員の就退任 (公告)**

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、佐々東部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
藤 永 繁	北松浦郡佐々町須崎免480	藤 永 繁	北松浦郡佐々町須崎免480
米 倉 憲 二	北松浦郡佐々町角山免372	吉 永 信 幸	北松浦郡佐々町野寄免570
吉 永 信 幸	北松浦郡佐々町野寄免570	藤 田 義 博	北松浦郡佐々町石木場免341
藤 田 義 博	北松浦郡佐々町石木場免341	石 田 耕 藏	北松浦郡佐々町八口免471
石 田 耕 藏	北松浦郡佐々町八口免471	尾 崎 一 二	佐世保市八の久保町357
辻 晋 八	北松浦郡佐々町皆瀬免473	藤 永 茂	北松浦郡佐々町口石免515
吉 岡 智 信	北松浦郡佐々町木場免700-1	立 石 矢 一	北松浦郡佐々町木場免298
金 丸 健 夫	北松浦郡佐々町木場免331	坂 口 隆 英	北松浦郡佐々町角山免688
尾 崎 一 二	佐世保市八の久保町357	林 敦	北松浦郡佐々町皆瀬免356
田 中 茂 弘	北松浦郡佐々町小浦免760-4	和 田 勇 吉	北松浦郡佐々町木場免487
藤 永 茂	北松浦郡佐々町口石免515	田 中 明 敏	北松浦郡佐々町小浦免760-4
谷 本 忠 利	北松浦郡佐々町松瀬免140	福 田 喜 義	北松浦郡佐々町市瀬免212
松 田 照 二	北松浦郡佐々町本田原免166-1	石 橋 巨 樹	北松浦郡佐々町本田原免166-1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 本 久 芳	北松浦郡佐々町小浦免257	松 本 久 芳	北松浦郡佐々町小浦免257
坂 本 吉 行	北松浦郡佐々町羽須和免502-1	坂 本 吉 行	北松浦郡佐々町羽須和免502-1
本 竹 正 治	北松浦郡佐々町迎木場免951	瀨 野 努	北松浦郡佐々町鴨川免169-1

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（成果不整合地域における基準点改測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
対馬市	令和2年9月10日から 令和3年2月25日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県土地改良事業団体連合会愛津原土地改良区理事長から公共測量（愛津原地区確定測量業務）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市愛野町 愛津原地区	令和2年8月11日から 令和3年3月25日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量（航空レーザー測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市、南島原市、雲仙市の一部	令和2年7月2日から 令和3年2月26日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量（航空レーザー測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市、南島原市、雲仙市	令和2年7月2日から 令和3年2月26日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市 富川町	令和2年8月3日から 令和2年9月4日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市 西彼町	令和2年8月17日から 令和2年10月28日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（航空レーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市、雲仙市、南島原市	令和2年6月12日から 令和3年1月7日まで

**監査委員公表****監査委員公表第5号**

令和2年3月19日付H31-21000-01081及びH31-21000-01137の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年8月11日

長崎県監査委員 瀨 本 磨毅穂  
同 山 和 仁  
同 浅 田 ますみ  
同 ご う まなみ

R02-01090-01624

令和2年5月29日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様  
長崎県監査委員 ごろ まなみ 様

長崎県知事 中村 法道 印

令和元年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付H31-21000-01081にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	総務	対馬振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （県税及び加算金等）	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話による催告や自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の98.5%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の制度や執務室の共同化に併せ、令和元年度には県市職員の相互派遣といった利点を最大限に活用し、市との連携・協働を強化して効果的な滞納整理を行うことで収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>平成30年度は、大口の未収案件が完結に至りませんでした。納税誓約を交わすなどの一定の措置を講じております。</p> <p>今後とも、個人県民税の滞納繰越分に重点を置き、市の職員と共に滞納者への折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した滞納整理を実施することにより、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
2	総務	壱岐振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 （県税及び加算金等）	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、電話、自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>また、収入未済額の95.2%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」の枠組みのもと壱岐市の職員と共に滞納者への折衝及び滞納処分を実施するなど、個々の実態に即した滞納整理を重点的に行い、収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取組みにより収入未済は年々減少しておりますが、今後は更なる個人県民税の滞納整理を促進するとともに、搜索等の滞納処分を強化し、より一層の収入未済額縮減に努めてまいります。</p> <p>今後とも、滞納者の実態に応じて効果的な徴収対策を講じて、更なる適正・公正な賦課徴収に努め、県税収入の確保を行ってまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
3	総務	五島振興局 管理部 税務課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等)	<p>収入未済については、毎年度策定している徴収方針に基づいて、文書、昼夜の電話や自宅等への訪問などによる早期接触を図るとともに、滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、給与・預金等の債権を中心に差押を実施しております。</p> <p>特に、収入未済額の95.7%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働を図るとともに、地方税法第48条による特例徴収の活用により更なる収入未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>こういった取り組みにより収入未済は年々減少していますが、平成30年度は法人県民税・事業税において法人の支店廃止に関する実態把握に苦慮し、事務処理が間に合わなかったため滞納繰越となりました。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p>
4	総務	五島振興局上五 島支所 総務課	県公舎建築設備点検業務委託により異常が報告されている箇所について、対策が行われておらず、また修繕計画の検討も行われていない。	<p>点検の結果、異常が報告されている箇所について、専門業者へ修繕等の検討を依頼したところ、取り替えが必要であるとの結果であったことから、必要予算を確保し、令和2年度改修を行う予定です。</p> <p>また、今後は各種点検結果について、課内で対策を協議し、適切な維持管理に努めてまいります。</p>
5	企画振興	五島振興局上五 島支所 総務課	<p>公舎の修繕において、一括発注が可能と思われるものを3万円以下の予定価格で、繰り返し同一業者に発注している。</p> <p>安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。</p> <p>また、施行伺に修繕の根拠となる資料が添付されていない。</p>	<p>本案件は修繕中に他の不具合箇所が見つかり、新たに発注したものや、複数の入居者から同様の修繕依頼があり、その日程調整等に時間を要したことから、調整が出来た都度発注することで入居者の利便性を図った結果、分割発注となってしまったものです。今後は、緊急性の判断を慎重に行い、安易に分割発注となるようなことがないように計画的な発注に努めます。</p> <p>また、施行伺に故障した原因や修繕する根拠等の記載がなかったものについては、修繕伺の様式を使用することで、必要な根拠等を確実に記載するよう改めます。</p>
6	企画振興	五島振興局上五 島支所 総務課	上五島支所庁舎清掃業務委託において、仕様書どおりに業務が実施されていない。	<p>これまで会議など発注者側の都合で清掃ができなかった箇所については、清掃業務を実施していませんでした。今後は清掃日を振り替えるなど柔軟な対応をするよう仕様書の内容を見直すことで、清掃業務を確実に実施するよう努めます。</p>

令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
7	企画振興	県央振興局 管理部総務課、 農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	<p>諫早湾干拓堤防管理事務所浄化槽保守点検業務委託において、受託者に対し請求書提出の指示をしなかったことや最終的な財務端末での支出済の確認ができていなかったことにより、過年度支出となっている。</p>	<p>業務委託において、請求書の受領確認及び決算期における財務データの確認が不十分であったことにより、出納閉鎖日を経過し、過年度支出となったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>総務課では確認や指示が不十分であった点を整理し、総務課（経理班員・班長）が行う事務処理や事業担当課への指示内容等をまとめ、総務課（経理班全員）で決算事務の認識共有ができるようにいたしました。</p> <p>また、決算時期における書類の確認事項について決算前に複数回、局内通知を発出し、事業担当課と総務課（経理班）において連携を図り、適正な予算の執行管理に努めております。</p> <p>管理事務所では今回の事案が発生した後の30年度以降の執行においては、業務の履行確認後に、事業担当が確実に業者への請求書提出依頼を行っております。</p> <p>また、受領した請求書を経理担当に提出した際、経理担当の受領印を押した請求書の写しを事業担当が受領し、保管することで管理しております。</p> <p>併せて、支出漏れを防止するため、9月末、12月末、2月末、3月末時点の支出事務手続処理状況について、事業担当課で複数人での請求書の処理状況のチェックを行い、その後経理担当課とも確認を行うことでチェックの効果・実効性を確保しております。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
8	県民生活	五島振興局 保健部 衛生環境課	<p>犬捕獲抑留等業務委託契約において、抑留中の狂犬病予防法違反犬1頭を逸走させているにもかかわらず、受託者に指示をして、捕獲、逸走があった事実を業務実績報告書等に記載させていない。</p> <p>また、犬の抑留台帳等の改ざんを行っている。</p>	<p>指摘を受け、業務報告書や台帳など公文書等には事実を記録するよう徹底するとともに、様式中分類できないような内容は枠外や別紙として記録するようルール化しました。</p> <p>抑留犬の逸走防止のため、委託業務の実施要領を改正し、施設・機械器具の日常点検及び使用前点検を徹底し、その内容を業務日誌に記録させることとしました。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
9	福祉保健	上五島福祉事務所	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (生活保護費返還金等)	<p>所内未収金対策会議を定期的開催し、全ての債務者情報を共有し、債務者ごとの対応方針を協議するなどして未収金の解消に取り組んでいます。</p> <p>また、被保護世帯に対する収入申告義務の周知徹底を図るとともに、定期的な家庭訪問を確実に行之、生活状況を適切に把握し新たな未収金を発生させないように取り組んでいます。</p> <p>あわせて、不実の申請により保護を受けた者等に対する徴収金（生活保護法第78条徴収金）については、保護費との調整により債権回収を進めています。</p> <p>今後も、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>
10	福祉保健	こども医療福祉センター	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (障害福祉使用料等)	<p>家庭訪問、夜間の電話催告、文書による督促・催告に取り組んでおります。また、債権管理嘱託員による訪問徴収も実施しております。</p> <p>引き続き、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>
11	福祉保健	西彼福祉事務所	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (生活保護費返還金等)	<p>所内未収金対策会議を定期的開催し、全ての債務者情報を共有し、債務者ごとの対応方針を協議するなどして未収金の解消に取り組んでいます。</p> <p>また、被保護世帯に対する収入申告義務の周知徹底を図るとともに、定期的な家庭訪問を確実に行之、生活状況を適切に把握し新たな未収金を発生させないように取り組んでいます。</p> <p>あわせて、不実の申請により保護を受けた者等に対する徴収金（生活保護法第78条徴収金）については、保護費との調整により債権回収を進めています。</p> <p>今後も、収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>
12	福祉保健	対馬振興局 保健部 企画保健課	カタログ価格では3万円を超える物品の調達において、一つの業者から示されたカタログ価格よりも大幅に下回る3万円以下の値引き後の価格を他の業者の見積を徴取することなく予定価格に設定して一者随意契約を行っている。	<p>3万円を超える物品の調達においては、カタログ価格を予定価格に設定して、2者以上の複数業者から見積書を徴取するよう徹底するとともに、所内職員に対して契約事務マニュアル等の事務手続きの再確認を実施し、周知徹底を図りました。</p> <p>今後は課内のチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
13	福祉保健	西彼福祉事務所	<p>生活困窮者等就労準備支援事業について、「請負」により委託契約しているが、相談支援など労務の提供を目的とする委託業務であることから「委任」により契約すべきである。</p> <p>また、予定額の積算において、電話の基本料金を含めており、過大な積算となっている。</p>	<p>本事業の委託形態については、出納局からは「請負」が適当との見解も示されていることから、今回の指摘を踏まえ、本事業の委託契約のあり方について、協議・検討を行ってまいります。</p> <p>また、予定額の積算については、過大な積算とならないよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
14	福祉保健	対馬振興局 保健部 衛生環境課	<p>毒物劇物で長期間使用されていないものが存在し、使用見込みがないまま保管されている。</p> <p>また、施錠されていない保管庫がある。</p>	<p>使用見込みのない毒物劇物に関しては、処理費用の予算化も含め関係各課と調整を行い、計画的処理を進めることとしております。</p> <p>保管庫の施錠については、再度関係する職員に対する研修を実施し、周知徹底を図りました。</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、毒物劇物の適正管理に努めてまいります。</p>
15	福祉保健	県央振興局 保健部 環境課	<p>劇物で使用されていないものがあり、使用頻度が少ない毒物が大量に保管されている。</p> <p>また、検査で使用した強酸度の廃液が検査室の床（通路）に置かれている。</p>	<p>使用していない劇物（シュウ酸ナトリウム）は、水質検査に使用可能であるため試薬（水溶液）に調整し利用するよう、保管しております。</p> <p>使用頻度が少ない毒物（アジ化ナトリウム）は、購入時流通最小単位である100gで購入しており、今後も継続して使用するため保管しております。</p> <p>指摘の廃液は、検査室内の専用の場所に保管するなど適正な管理に努めてまいります。</p>
16	福祉保健	こども医療福祉センター	<p>毒劇物の保管・管理において、毒物劇物危害防止規定に基づく点検が実施されていない。</p>	<p>手術用具の滅菌に使用している「過酸化水素」について、平成26年1月に当センターで策定した「毒物劇物危害防止規定」に基づき、数量の管理は実施しておりましたが、部門責任者等の点検を実施していませんでした。</p> <p>指摘を受け、「毒物劇物危害防止規定」に基づく、部門責任者、管理責任者及び施設管理者の点検を実施しております。</p> <p>再度、「毒物劇物危害防止規定」の共有を徹底し、規定に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
17	産業労働	長崎高等技術専門学校	産業廃棄物として処分する物品の不用決定決議書及び処分結果報告書の「処分完了日」について、マニフェスト記載の最終処分終了日とすべきところ、校内の回収ボックスへの投入日としている。	産業廃棄物として処分する物品は、分解のうえ、金属、プラスチック、木くず等、種類ごとに分けて回収ボックスに投入し、満杯になり次第、業者に回収依頼しており、その投入日を処分完了日と誤認していたものです。 今回の指摘を受け、産業廃棄物として処分した物品の不用決定決議書及び処分結果報告書の「処分完了日」について、マニフェスト記載の最終処分終了日に修正しました。 あわせて、同様の誤認がないよう所属内で共有・周知を行い、適正な物品管理事務に努めてまいります。
18	産業労働	佐世保高等技術専門学校	登録物品である製図用の椅子が4脚所在不明となっている。	今回の指摘を受け、校内一斉調査・職員への聞き取りを行いました。発見に至りませんでした。 当該物品は平成6年度に導入したもので、耐用年数（15年）を超えており、登録物品から除外可能であったことから、亡失の処理を行うとともに物品出納簿の修正を行いました。 今後、同様の事案が生じないよう所属内で共有・周知を行い、適正な物品管理事務に努めてまいります。
19	水産	五島振興局上五島支所建設部管理・用地課	収入未済の徴収の見込がないものについては、債権放棄等の適切な措置をとること。 (漁港施設占用料等、漁港施設等使用料相当額)	現行規程や債務者の財産の状況等を踏まえ、適切な対応を検討してまいります。
20	水産	長崎港湾漁港事務所港営課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計…沈没船引上げ等費用等)	沈没船引上げ費用の未収金については、令和2年3月26日に行った顧問弁護士への相談結果を踏まえ、効果的な徴収対策について検討し、収入確保に努めてまいります。
21	水産	総合水産試験場	昨年度の監査で指導したにもかかわらず、物品の購入において、同一の所属が同一時期に、3万円以下の予定価格で物品購入伺いを行い、同一業者に発注・購入している。 同一業者への発注を安易に繰り返すことなく、見積り合わせを行うなど競争原理を發揮させること。	財務規則の周知徹底を図り、同一の所属が同一日若しくは近接した日付での物品購入伺いがないか、物品購入伺い簿により購入価格、購入量、購入時期について適当であるか担当科と総務課で確認し、発注の集中ができるものは集中させ、必要に応じて見積り合わせを行っております。

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
22	水産	五島振興局上五島支所 建設部 管理・用地課	<p>漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託において、再委託の承認がされていないものがある。</p> <p>また、仕様書で定めている作業計画が作成されておらず、確認もされていない。</p> <p>さらに、精算時の完了報告書において十分な記載がないのに精算確認をしている。</p>	<p>契約条項の詳細な確認を怠り、事務の遺漏につながっていたため、契約条項の実施についてチェックリストを作成し、事業実施について担当と班長の二重チェックを通して確認を徹底し、再委託の承認、作業計画の確認、精算時の完了報告書の記載内容の確認等、適切な契約事務の執行に努めてまいります。</p> <p>なお、町には契約条項に基づいて確実に委託業務を遂行するよう指導しました。</p>
23	水産	総合水産試験場	<p>取水機械棟の修繕について、一者随意契約の理由が不適切である。</p>	<p>取水機械棟の修繕について、業務の特殊性を詳細に検討し、適切な理由で一者随意契約を行います。</p>
24	水産	総合水産試験場	<p>庁舎の清掃業務委託において、仕様書に定める清掃作業の実施回数に対して、当該月に清掃されていない箇所や清掃回数が不足する箇所があるが、履行状況の確認が不十分である。</p>	<p>今後、総務課担当者が作業日誌を突合し、清掃されていない箇所や清掃回数が不足しないようにします。</p>
25	水産	総合水産試験場	<p>庁舎の機械警備業務委託において、時間外勤務命令によることなく、庁舎内で宿泊または深夜退庁を繰り返す庁舎内にある他機関の職員がいるため、本館の機械警備を実施できない日が生じているにもかかわらず、改善に向けて必要な対応を行っていない。</p>	<p>水産部内で協議し、業務の取組み方を見直すとともに、時間外勤務は漁業取締室長が命令を行った場合のみ行うように当該職員に指導を行いました。試験場では、総務課担当者が当該業務委託の管理日誌を精査し、漁業取締室と連携して改善指導に努めます。</p>
26	水産	総合水産試験場	<p>伺いシステム開発業務委託において、成果品のバックアップ用プログラムデータの提出がないにもかかわらず、履行を確認している。</p>	<p>伺いシステム開発業務委託の成果品を提出させました。</p> <p>財務規則の周知徹底を図り、今後は、業務委託においては仕様書を精査し、仕様書で示されている成果品の提出を確認します。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
27	水産	総合水産試験場	自動販売機設置場所貸付契約の締結にあたり、契約保証金として、履行期間が残っており、電気料の納入を確認していない現行契約の契約保証金を充当している。	履行期間が残っている現行契約の契約保証金は新しい契約保証金に充当できないことを周知し、今後は、落札業者が現行と同じ業者であっても、現行契約の契約保証金の充当は行わず、新たに契約保証金を納めさせます。
28	水産	総合水産試験場	昨年度の監査で、指導したにもかかわらず、支出事務の効率化等を図るための具体的な検討を行わなかったため、調査用船料等で、多数回、同一の支払先に同一単価で支出している。 単価契約等により支出事務の効率化や低廉化を図るべきである。（3E）	今後は、調査用船料等で、同一の支払先に同一単価の支出が多数ある場合、単価契約等により支出事務の効率化等を図ります。
29	水産	対馬振興局 農林水産部 対馬水産業普及 指導センター	劇物が一般の試薬と同じ場所に保管されているため、分けて保存する必要がある。 また、長期間使用されていないものが存在し、使用見込みがないまま保管されている。 さらに、管理簿に登録されていない劇物が存在する。	劇物と一般の試薬については、令和元年10月に保管場所を分離しました。 使用見込みがない試薬の内、センターにおいて処分可能な試薬は、12月までに中和等により処分しました。 管理簿に登録されていなかった劇物、及びセンターで処分できない劇物については、所管転換、譲渡先もなかったため、業者による処分を進めており、令和2年度早々に処分を終えるよう手続きを進めてまいります。
30	水産	長崎港湾漁港事務所 港営課	漁港施設用地について、不法占用の状態が長期間継続しているものがあるため、早期に是正を図るとともに、不法占有にかかる使用料相当額についても確実に徴収するなど適正に対処すること。	占有許可に向けて建物所有者から賃借人に対して建物所有権の譲渡が実現するよう働きかけてまいります。 また、過年度の未収金についても、この賃借人が計画的に弁済を続けており、今後も引き続き計画的な弁済がなされるよう履行状況の確認を行ってまいります。

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
31	農林	対馬振興局 農林水産部 林業課	県営林産物の売払いで、支払代金を延滞した者を指名競争入札に参加させている。	<p>県営林産物の売払いにおいて、支払代金を延滞した者を代金や違約金の納入を確認したうえで、指名競争入札に参加させていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>支払代金を延滞した者について、入札参加を制限するよう関係通知を改正することといたします。</p> <p>今後、同様の事案が発生しないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
32	農林	県央振興局 農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	諫早湾干拓堤防の管理にかかる2件の業務委託について、施行伺の決裁日より前に、予定価格調書の作成や入札執行通知書の送付等がなされている。	<p>業務委託において、施行伺の決裁日前に、予定価格調書作成及び入札執行通知等が行われていたことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>予定価格調書の作成や入札執行通知書の送付等にあたり、施行伺の決裁日以降の作成等となっているか確認するためのチェックリストを作成し、管理するよういたしました。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
33	農林	県央振興局 管理部総務課、 農林部 諫早湾干拓堤防 管理事務所	諫早湾干拓堤防管理事務所浄化槽保守点検業務委託において、受託者に対し請求書提出の指示をしなかったことや最終的な財務端末での支出済の確認ができていなかったことにより、過年度支出となっている。	<p>業務委託において、請求書の受領確認及び決算期における財務データの確認が不十分であったことにより、出納閉鎖日を経過し、過年度支出となったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>総務課では確認や指示が不十分であった点を整理し、総務課（経理班員・班長）が行う事務処理や事業担当課への指示内容等をまとめ、総務課（経理班全員）で決算事務の認識共有ができるよういたしました。</p> <p>また、決算時期における書類の確認事項について決算前に複数回、局内通知を発出し、事業担当課と総務課（経理班）において連携を図り、適正な予算の執行管理に努めております。</p> <p>併せて、支出漏れを防止するため、9月末、12月末、2月末、3月末時点の支出事務手続処理状況について、事業担当課で複数人での請求書の処理状況のチェックを行い、その後経理担当課とも確認を行うことでチェックの効果・実効性を確保しております。</p> <p>今後、同様の事案が生じないよう、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
34	農林	農林技術開発センター	<p>飼料単価契約（乳牛）ほか2件の指名競争入札において、長年にわたり一者を除きすべての業者が辞退し、結果的に同じ業者が落札している状況が続いていることから、仕様書の変更など契約内容の見直しや、指名替えなど入札方法の見直しを行う必要がある。</p>	<p>試験研究で利用する家畜の飼料単価契約について、指名競争入札を実施しているものの応札業者が一者の状況が続いていることについて指摘を受けたものがあります。</p> <p>指摘を受けた後、応札が無かった業者に対し聞き取りを行ったところ、応札しなかった理由としては、袋物飼料の取扱量が少なく配送時の労力やコストが負担になるためであることを確認できたことから、令和2年度入札から、以下のとおり契約内容及び入札方法を見直したうえで、実施することとしております。</p> <p>まず、従来、多数の品目を一本の入札でまとめて契約していましたが、業者によっては、そのうち一部の品目について取扱量が少ないために辞退してしまうというケースも考えられることから、各業者の品目ごとの取扱実績を考慮して発注品目を組み替え、複数の応札が見込まれる入札方式に見直すこととしております。</p> <p>また、未登録の飼料取扱業者の登録を促し、指名対象業者の拡大を図りました。</p> <p>今後、適切な入札契約事務となるよう、改善に努めてまいります。</p>
35	農林	農林技術開発センター	<p>試験研究で生じた野菜等の生産品について、生産段階で生産報告がなされておらず、適正な管理が行われていない。</p>	<p>干拓営農研究部門において、試験研究で生じた野菜等の生産品については、生産後直ちに物品管理者に引継がなければならないところを卸売市場からの売買仕切書を受領してから、払出報告書と一括して報告していたことから、報告の遅延について指摘を受けたものであります。</p> <p>生産品の報告時期について職員への周知を徹底するとともに、生産後直ちに物品管理者へメール等で報告し、報告漏れがないか職員相互間及び所属長がチェックする体制を構築しました。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないよう関係規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
36	土木	対馬振興局 管理部 総務課	<p>収入未済については、時効中断措置及び効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (過払い報酬の返還金)</p>	<p>当該未収金は、当時雇用していた嘱託職員が報酬支払後に無断欠勤したことにより、その欠勤日数分の報酬が過払いとなったものです。</p> <p>当該債務者へは、令和2年1月23日付けで督促を行い、時効中断の措置を講じたところです。</p> <p>今後とも、文書や電話などにより過払い金の返還を求め、収入未済の解消に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
37	土木	対馬振興局 建設部 管理課	収入未済について、有効な時効中断措置を講じなかったため、時効期間が経過しているものがある。時効管理を含む実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。（一般会計、港湾施設整備特別会計：港湾施設使用料等）	<p>【平成20年度発生未収金】 定期的に事業所を訪問して経営状況等の聞き取り調査を行うとともに、繰り返し納付催告を行っております。</p> <p>【平成21年度発生未収金】 今年度繰り返し電話による納付催告を行っていましたが、昨年度12月の事務所訪問以降も資力が回復せず、時効期間が経過しましたので、不納欠損処分を行いました。</p> <p>【平成24年度発生未収金】 高齢で病気の後遺症を抱えており、生活保護を受給中であることから、回収には至っておりません。 今年度債務者の自宅を訪問し、生活実態の調査を行いました。当日債務者から履行延期申請が提出されたことを受け、承認しています。</p> <p>【平成27年度発生未収金】 昨年度に資産状況の調査を行った結果、生活保護を受給中で年金以外の収入は無い状態であることを確認。納入催告を行ったうえで、弁済の意思確認を行っていましたが、令和元年度に債務者が死亡し、相続人に対して納入催告を行ったところ、相手方から相続放棄の手続きを行っているとの回答がっております。</p> <p>【平成29年度及び平成30年度発生未収金】 債務者は生活保護を受給中で、それ以外の収入はなく病気療養中であることを確認しておりますが、自宅へ臨戸し催告を行い分納計画書を提出いただき、それによる弁済がなされております。平成30年度にも道路事故を起こし県に対して債務を負っておりますが、これについても定期的に自宅へ臨戸を行い、債務の承認書を徴し、時効の中断措置を講じております。</p>
38	土木	五島振興局 建設部 管理・用地課	収入未済が新たに発生しているため、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。（港湾施設使用料等）	<p>新たに発生した収入未済については、これまで、弁済計画書を提出させ分納誓約書を徴取し、毎月面談を行い、納付指導をしております。</p> <p>今後も引き続き、収入確保に向け、債権者に対して納付指導を続けてまいります。</p>
39	土木	長崎港湾漁港事務所 港営課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（一般会計…沈没船引上げ等費用等） （港湾施設整備特別会計…ターミナル使用料等）	<p>ターミナル使用料については、債務者2名からは平成26年5月に債務承諾書を徴取して、分納させていましたが、同年12月に裁判所からの破産手続き開始の通知を経て、平成27年5月に免責の決定が行われた以降は、相手側弁護士より同2名への接触を断られた経過があり、最後の納付日である平成26年6月19日より5年を経過した令和元年6月18日に時効を迎えたことより、本庁港湾課経由で不納欠損の処理を依頼し、令和2年3月6日付で不納欠損処分といたしました。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
40	土木	五島振興局 建設部 管理・用地課	普通財産の貸付に係る調定において、事務手続きが著しく遅延している。	普通財産の貸付は3年間の貸付契約となっており、その貸付料は毎年度当初に調定事務を行うこととしていましたが、平成29年度に行うべき調定事務を失念しておりました。 現在、このような処理の遅延が起らないよう、調定一覧表の作成、確認及び引継ぎの徹底を実施しており、引き続き、適正な事務処理に努めてまいります。
41	土木	長崎港湾漁港事務所 総務課	カードプリンタ等の備品購入において、見積書徴取の日付より前に業者へ購入決定の連絡を行っている。 また、見積執行通知書の作成や、見積決定の処理が行われていない。	事業課と経理部門の連携不足から生じた問題であるため、内部統制の一環として令和2年1月から事務処理の流れの「見える化」に取り組んでおり、起案・仕様書等受け渡し・履行確認・請求書受領等について執行管理簿を作成のうえ、所属用ファイルサーバの共有フォルダに保存して所属内で進捗管理を行っており、今後、このようなことが発生しないように努めてまいります。
42	土木	対馬振興局 建設部 対馬空港管理事務所	対馬空港消防救難活動業務委託において、人件費の積算が過大となっている。	空港消防は国際条約に基づいており、その体制が整わない場合は空港を閉鎖しなければならない事態に陥ることとなります。 このことを踏まえながら、数年前より市消防とは精算払による積算方式について協議を重ねてまいりましたが、県側の主張は認められませんでした。 そのため、市消防と協議を行いながら、令和3年度から会計年度任用職員対応へ移行する予定としています。
43	土木	老岐振興局 建設部 老岐空港管理事務所	老岐空港消防救難活動業務委託において、人件費の積算が過大となっている。	空港消防は国際条約に基づいており、その体制が整わない場合は空港を閉鎖しなければならない事態に陥ることとなります。このことを踏まえながら、数年前より市消防とは精算払による積算方式について協議を重ねてまいりましたが、県側の主張は認められませんでした。そのため、空港消防委託の会計年度任用職員対応への移行を令和3年度から順次開始することを令和2年3月に県から市に申し入れたところ、市から移行時期についての要望がありました。 今後、関係部署と協議を行い、移行時期について決定していく予定としています。
44	土木	五島振興局 建設部 管理・用地課	相の浦港湾緑地管理運営業務委託の予定額の算定において、作業の回数、頻度を設定していない。	これまで、基本契約書に基づき、地域の実情に合った有効的な運用・維持管理業務を行ってもらうという目的で、回数や頻度を示さず、業務内容のみを示して委託しておりましたが、令和2年度は、目安となる業務の回数や頻度を示したうえで契約を締結しており、今後も適正な事務処理に努めてまいります。

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
45	土木	長崎港湾漁港事務所 港営課	長崎港元船B棟上屋（高圧受電設備）自家用電気工作物保安管理業務委託において、電気設備等の更新が必要であるとの点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。（3E）	施設の補修等については、優先順位をつけて、緊急度が高いものから順次対応しているところですが、当該案件は直ちに電気事業法等の法令に違反するものではないものの、設備の適正な運用のため予算の確保に努め、対応してまいります。
46	土木	対馬振興局 建設部 上県土木出張所	一般国道382号道路改良工事（1工区）の工事請負契約において、適用する施工地域補正を誤って設計額を積算している。	土木部において「現道工事における地域補正の適正な運用について（31建企第689号 R2.2.14）」が通知されました。 今後は、この通知に沿った積算を行ってまいります。

令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	総務 関係部 局	財政課 各所管課	<p>○収入未済への適切な対応について</p> <p>税外の収入未済について、納期限を過ぎた延滞者に対して法令等に基づく督促を行うことなく、面談や電話催告に終始している事例や、債務の承認や訴訟提起など有効な時効中断措置を取っていないため時効期間が経過してしまった事例が見られた。</p> <p>また、港内に放置された船が沈没し、県が引上げを代行した案件について、多額の収入未済が発生しているが、本来、沈没事故が発生する前に積極的に放置船への対応を行うことが、未収金の発生防止につながると考える。</p> <p>収入未済の縮減に向けて、関係法令や今般策定された「長崎県債権管理マニュアル」に基づき、督促や催告、資産状況の把握等に努め、適切な時期に遅滞なく法的措置を含めて対応することや人材の育成を求めたい。</p>	<p>【債権管理室】</p> <p>収入未済に対する適切な対応については、債権管理に関する専門的知識を持ってこれにあたる必要があります。そのため、従来複数部局にまたがり、それぞれ発生元課において管理を行っていた債権の一部を集約し、一元的に管理する債権管理室を創設しました。</p> <p>同室において、各部局から移管を受けた債権について地方自治法その他の法令、本県条例に基づいた適切な債権管理を行い、徴収を進める一方、回収が困難な債権の放棄等を進め、全庁的な収入未済事務に関する効率化を図って行くこととしています。</p> <p>併せて各部局の債権管理、滞納整理業務に有益と思われる研修会の開催や情報提供等を行って行くこととしております。</p> <p>【福祉保健課】</p> <p>債権の管理に関する基本方針に沿って、債権回収を行い、定期的に対策会議を開催し、債務者の生活状況に応じた徴収方針を決定しております。滞納の実態（月賦で1ヶ月以上納入がない者や、支払いが遅延する傾向にあるもの等）に応じて、文書、電話等による納入確認・督促のほか、債権管理事務会会計年度任用職員による家庭訪問や電話督促を定期的に実施しております。</p> <p>今後は、滞納が続く者に対して、速やかに債務の承認や連帯保証人に請求を行うなど未収金の回収・対応に努めてまいります。</p> <p>【漁港漁場課】</p> <p>不法占用の新規発生防止と長期不法占有物件所有者に対する粘り強い撤去指導を継続し、引き続き不法占有の縮減に努めてまいります。</p> <p>【監理課】</p> <p>対馬振興局における未収金は、嘱託職員の報酬支払後の無断欠勤により、報酬が過払いとなったことによるものでありますが、当該債務者へは督促を行い、時効中断の措置を講じました。</p> <p>今後とも、収入未済につきましては、当該事案にとどまらず、関係機関との連携を密にし、適切な債権管理に努めてまいります。</p> <p>【港湾課】</p> <p>今回の監査結果を踏まえ、法令等に基づく督促を実施するとともに、面談や電話催告を行い収入の確保に取り組んでまいります。なお、今後は債務の承認など有効な時効中断措置を実施し、時効の援用を講じないよう努めてまいります。また、本事案にとどまらず今後とも各地方機関と情報を共有し、法令に基づく適切な対応で収入の確保を図ってまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
2	関係部局	各所管課	<p>○毒物劇物の適正な管理について</p> <p>毒物劇物については、前期に引き続き各機関の管理状況を確認したところ、保管庫が施錠されていない事例、危害防止規定に基づく点検がされていない事例、長期間使用されずに保管されたままとなっている事例のほか、検査で使用した強酸度の廃液が床（通路）に置かれたままとなっている事例、劇物のガラス容器が破損しているにもかかわらず、飛散防止策等の適切な対応が取られていない事例などが確認された。</p> <p>使用見込のない毒物劇物については、多額の経費を要するという点で処分が進んでいない面も見受けられるため、所属間譲渡や廃棄処分時の集約処理等が効果的であると思われるので、必要な方策の検討を求めたい。</p> <p>なお、県立学校においては、長期間にわたって未使用のまま保管している毒物劇物について処分を予定している学校がある一方、処分についての検討が不十分であると思われる学校も見受けられた。使用実績のない毒物劇物の保管と処分についての基本的な考え方を示すことが必要であると考えられる。</p>	<p>【福祉保健課】</p> <p>保管庫が施錠されていない事例は、直ちに施錠して保管するようにしています。「毒物劇物危害防止規定」に基づく、部門責任者、管理責任者及び施設管理者の点検を実施しております。その他の事例についても適切な対応を行ってまいります。</p> <p>長期間使用されずに保管されたままとなっている毒物劇物については、中和等により処分できるものは廃棄を進め、他の毒物劇物についても所属間譲渡や専門業者への廃棄処分委託の集約化等を検討してまいります。</p> <p>意見を踏まえ、今後とも毒物及び劇物取締法や各機関で作成した危害防止規定に則り、管理を徹底してまいります。</p> <p>【水産経営課】</p> <p>毒劇物の管理については、今後も毒物劇物危害防止規定に基づき、適切な管理を行ってまいります。</p> <p>また、県下7水産業普及指導センターの内、5センターにおいて、今後使用見込みがない毒劇物が保管されていたため、令和元年度は自己処分の実施と所属間譲渡の検討を行いました。令和元年度中に処分できなかった毒劇物については、業者に委託し、令和2年度内の処分を進めてまいります。</p> <p>【農林部】</p> <p>各振興局の地域農業普及課と農業振興普及課に対し、毒物劇物の取扱いについて、薬務行政室の通知に基づき毒物劇物を明示する容器ラベルの貼付や保管方法等の適切な管理を周知徹底し、毒物劇物の種類ごとのラベルの貼付状況について報告をもらい、状況を確認しました。同じく、農林技術開発センターについても、毒物劇物の全ての容器や保管庫に適正なラベル表示を行うなど保管方法を改善しました。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないように、管理記録簿の確認を徹底するとともに、使用予定のない毒物劇物については計画的に処分するよう指導を行い、また、集約処理等の効果的な方策についても関係課と検討し、適切な管理に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
3	出納	会計課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入等について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条（見積書の徴取等）第1項の規定で二者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、一者へ発注できることとされている。</p> <p>前年度監査に引き続き、物品購入伺簿等を確認したところ、一回の購入額が3万円を超えない予定価格で頻繁に一者随意契約で購入している事例、公舎等の修繕について3万円をわずかに下回る予定額で同一業者に繰り返し発注している不自然な事例も見られた。</p> <p>これらの背景には、事務の煩雑さを避けたいという思いや、各部署の職員の求めに応じてその都度発注している実態があるものと思われる。</p> <p>安易に一者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうこととなり、過去の不適切な物品調達問題と同様の問題を繰り返さないためにも、適正な調達ルール徹底と業務実態を踏まえた計画的な発注の仕組みづくりに早急に取り組むことを求めたい。</p>	<p>物品の購入については、調達日を予め設定し集中的に発注することによって計画的な発注に努めることや反復的に調達が必要となる物品の単価契約の検討等を研修会や会計監督検査等の機会あるたびに周知・指導を行ってまいります。併せて、近接する日付で購入伺が作成されていないか、目に見える形で確認可能となるような物品購入伺簿について検討する予定です。</p> <p>修繕についても、安易に一者発注を行うのではなく、競争性・透明性を損なうことのない発注に努めるように研修会や会計監督検査等の機会あるたびに周知・指導を行ってまいります。</p>

31教総第148号  
令和2年5月28日

長崎県監査委員 濱本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様  
長崎県監査委員 ごう まなみ 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二



令和元年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付H31-21000-01081にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	教育	長崎鶴洋高等学校	<p>実習で生じた缶詰の販売収入の取扱いについて、原材料費等の全額を県費で支出した缶詰（マグロ缶）の販売収入の一部が私費会計に計上され、県の歳入から漏れている。</p> <p>また、原材料費等を県費と私費会計とで支出しているにもかかわらず、販売収入の全額を私費会計に計上している缶詰（サバ、サンマ缶）がある。</p> <p>原材料費等の全額を県費で支出し、販売収入の全額を県の歳入として、県費と私費会計を明確に区分すべきである。</p>	<p>缶詰の製造・販売については、生徒の実習の機会の拡充を目的として県費に加えて私費会計でも対応してきましたが、県有財産を利用した学校での授業という観点から、本来歳入・歳出とも全て県費での取扱いをすべきでした。</p> <p>学校の授業として実習を実施することから、これまでの取扱いを改め、今後は全て県費で対応することを管理職を含め関係職員間で共通理解を図り、また、物品取扱規則・県立学校実習会計事務取扱要領を根拠として生産品管理事務を行うことの確認も行いました。</p> <p>なお、これまでの私費会計により生産した缶詰については、県の物品として受入を行い、売上収入についても、県費相当額を県の歳入として収納しました。</p>
2	教育	諫早農業高等学校	<p>農場の汚泥汲み取りで一者随意契約の理由がないものがある。</p>	<p>過去に浄化槽放流水が基準値をはるかに超えるSS（有機浮遊物）があり、緊急対応として、浄化槽管理委託を行っている業者に、相手方が特定される場合として、一者随意契約で汚泥汲み取り作業を行っていただきました。</p> <p>通常の汚泥汲み取り業務においても、緊急対応と同様に一者随意契約が可能であると誤って判断し、相手方が特定される場合として、本来の一者随意契約の理由がないまま、契約を続けたことが原因です。</p> <p>今年度から、一者随意契約を見直し、単価契約の競争見積りで業者を決定しました。</p>
3	教育	国見高等学校	<p>校舎の修繕において、3万円をわずかに下回る予定価格で、年間を通じて同一業者への発注を繰り返している。</p> <p>安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。</p>	<p>小修繕については、生徒の安全確保や授業環境確保の観点から、日常の巡視を実施しながら、突発的な案件など修繕箇所が発生するごとに修繕を行っています。</p> <p>今回の件は、依頼した修繕にあわせて他の修繕箇所を実際に見てもらい、金額を確認後、一者随契約の範囲であるものについて、その都度修繕を依頼していました。</p> <p>今後は、可能なものについて、修繕すべき箇所を集約した後に見積合せ等を行うことで、発注の競争性や透明性を確保してまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
4	教育	佐世保中央高等学校	<p>同一物品の購入において、少量ずつ3万円以下の予定価格で同一業者に繰り返し発注しているものがある。</p> <p>安易な同一業者への発注を見直し、競争性・透明性を確保すること。</p>	<p>本校には3つの課程があり、各課程からの要望に対応するため、また授業等に支障が出ないようにするために、その都度発注していたことが、結果的に繰り返しの発注になったものと考えます。</p> <p>今回の指摘を受けて、年度当初に事務室職員全員で、その原因について、共通理解を図りました。物品の発注等においては、各課程に依頼し、期日を定め、できるだけ集約をして発注するように改め、競争性・透明性をしっかり確保できるようにしました。</p> <p>また、事務室内のチェック機能を働かせるために、個人ではなく、チームで仕事をする意識を持って相互チェックをすることを再確認しました。</p>
5	教育	対馬高等学校	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託契約に当たり、見積決定をせず、また、見積額に消費税を加算せず契約を締結している。</p>	<p>本来であれば見積決定後、消費税額を加算した税込価格とすべきところを、税抜金額にて支出負担行為決議を行い、契約を締結してしまったもので、単純な確認漏れで、事務長をはじめ職員のチェックが甘くなり、ミスを発見できなかったことが原因です。</p> <p>今年度は、同じ過ちを二度と起こさないよう、下記の5点を重点とした、職員間での研修を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①形骸化したチェックはしないこと。</li> <li>②根拠法令をきちんと押さえ、必ず共有すること。</li> <li>③事務職員協会等のネットワークを駆使し、課題解決がスムーズにいくよう情報収集に努めること。</li> <li>④県民目線に立った業務遂行を行うこと。</li> <li>⑤働きやすい職場環境づくりに努め、気付きや意見を言える風通しの良い職場にすること。</li> </ol> <p>以上のことを確認し、組織一丸となりチェック体制の強化に努めることを再認識しました。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
6	教育	西彼農業高等学校	浄化槽保守点検業務委託ほか1件において、業務が仕様書どおりに実施されていない。	<p>浄化槽保守点検業務委託契約で、仕様書では隔週1回（2週に1回）となっていたが、実際は月2回の実施としていました。これは、浄化槽保守点検のための法的な根拠まで調べることなく、月2回の年24回で良いと判断していたことが原因です。</p> <p>また、一般ゴミの委託契約については、仕様書では可燃物が週2回、不燃物が月1回となっていたが、報告書には仕様書どおりなされていませんでした。これは、業者に確認したところ、実際は仕様書どおりなされていましたが、ゴミがなかった日には、報告書には記載していないとのことが原因でした。</p> <p>浄化槽保守点検業務については、令和2年度からは、法令どおり、隔週1回（2週に1回）、年26回の点検を行うように契約を見直しました。また、一般ゴミの委託契約についても、今後は仕様書どおり毎月きちんと行われているか、報告書の確認を徹底してまいります。</p>
7	教育	長崎鶴洋高等学校	実習棟・艇庫移動式クレーン点検業務委託ほか1件の業務委託において、補修の必要があるとの報告があっているにもかかわらず、明確な対応方針がない。（3E）	<p>業者による点検結果報告書を受けた後に、委託業者に聞き取りを行い、改善の必要性が高い箇所のみ対応を行い、その他については経過観察としていました。報告結果に対して、緊急度の程度に関わらず、全ての報告について、今後を見据えての段階的な改修計画の検討を行っていなかったことが原因であります。</p> <p>今後は、委託業務の必要性を再確認し、3Eの観点からも、結果報告に対しての計画を行っていくように、事務室内での共通理解を図りました。</p> <p>なお、今回の指摘があった箇所については、令和2年度に改修予定であります。</p>
8	教育	口加高等学校	消防用設備等点検業務外4件の委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。	<p>指摘後、長崎県文書取扱規則第38～41条の内容を事務室内で確認し、共通理解を図りました。</p> <p>その後は、取扱規則に則り、浄書・検印を行っています。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
9	教育	奈留高等学校	<p>毒物劇物で長期間使用されていないものが存在し、使用の見込みがないまま保管されている。</p> <p>また、開閉ができない保管庫がある。</p>	<p>各学期ごとに定期点検を実施し、薬品等の状況は把握していましたが、県立学校全体の不要薬品の廃棄計画では、本校は令和4年度に廃棄予定となっていたため、長期間使用されていないものもその際に処分することを計画していました。また、保管庫については1学期の定期点検時点では開閉できていましたが、少し扉が固くなっており、最後に扉を閉めた際にシリンダーが壊れ開かなくなっていました。</p> <p>指摘を受け、保管庫については、すみやかに修理を行いました。今後は、通知に基づき、定期点検を確実に実施するとともに、使用していない薬品は早急に処分を検討するなど毒劇物の適正な保安管理に努めてまいります。</p>
10	教育	諫早農業高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>生産報告について、ただちに報告の事務処理を行うべきものを、直売所等への掛売においては、直売所から月締めで届く販売精算書を基に、処分伺と併せて生産報告を行っていたことで、指摘を受けたものです。</p> <p>今後は、実習で生じた生産品の適正な管理方法について、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
11	教育	西陵高等学校	<p>劇物の管理において、施錠設備のない保管庫や、「医薬用外劇物」の表示がない保管庫がある。</p>	<p>劇物が冷蔵庫に保管されていることの職員間の情報共有がなく、相互チェック機能が働かなかつたため不適切な管理体制となっていました。</p> <p>指摘を受け、冷蔵庫については、壁に固定したワイヤーで冷蔵庫を囲み、鍵を取り付けるとともに「医薬用外劇物」の表示も行いました。</p> <p>今後は劇毒物の情報をもれなく共有し、法令や通知に基づき適正な管理体制を実施していきます。</p> <p>また、改めて指摘・指導事項等すべての項目において校内研修を今後実施し、研修結果を生かして共通理解を図っていきます。</p>
12	教育	西彼農業高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>生産数量については、生産報告等の様式により管理していましたが、生産数量の報告は、直売所等から届く売上及び経費の明細を基に、処分伺と併せて生産報告も行っていたことで、指摘を受けたものです。</p> <p>実習で生じた生産品の適正な管理方法については、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
13	教育	西彼農業高等学校	<p>公費で購入していないため管理簿の作成等の適正な管理がなされていない劇物や、使用記録が記載されていない劇物がある。</p> <p>また、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されている。</p>	<p>当該薬品は私費で購入したものであったため、通知の対象外と思ひ込み管理簿の作成等を行っていませんでした。また、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されていた件については、劇物の保管庫の鍵が開きにくかったため、一時的に一般薬品の保管庫に劇物を入れていた状況でありましたが、指摘を受け是正いたしました。</p> <p>今後は、私費で購入したものであっても、法令や通知に従い取扱うとともに、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在しないよう各学期ごとに実施している薬品点検を強化徹底していきます。</p>
14	教育	長崎鶴洋高等学校	<p>実習で生じた缶詰の受入れ・払出しの数量管理について、担当教諭が生産品出納簿を管理及び登記を行っており、出納員による処分数量、在庫数量等の管理が行われていない。</p>	<p>県立学校実習会計事務取扱要領に基づいた事務処理を行なっておらず、生産品の出納管理を担当教員任せにすることが常態化していました。また、事務室と担当教員による現物と出納簿を照合・確認するチェック体制がなかったことが原因です。</p> <p>これまでの担当教員による出納管理が誤った取扱いであることを、管理職を含め関係職員間で確認したうえで、取扱要領に基づき、生産から処分、現金収納等事務についてのフロー図を作成し、適正な事務処理について確認をしました。</p> <p>今後は、事務室と担当教員による定期的な現物と出納簿の確認を行うように共通理解を図りました。</p>
15	教育	松浦高等学校	<p>劇物点検の際、容器が破損しているのを発見したにも関わらず、総括責任者（校長）に報告がされていない。</p> <p>さらに、容器を密封するなど、飛散防止策等の適切な対応がとられていない。</p> <p>また、残存の毒物劇物について、引き続き保有すべきかの検討を行うべきである。</p>	<p>薬物管理担当者は、容器を破損しているのを発見した際、容器内の硫化バリウムが、ある程度固まっていたため飛散することはないだろうと判断したことや今後廃棄処分を行えば問題ないと考えていたため、特に重大な事案という認識が薄く報告を怠り、また、適切な飛散防止策も実施していませんでした。</p> <p>指摘を受け、硫化バリウムについては、昨年度中に業者による廃棄処分を実施し完了しました。</p> <p>なお、現有する毒物劇物については、今後、高校教育課が示す基本的な考え方に従って、所管転換や廃棄処分を検討してまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
16	教育	北松農業高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>販売数を元に、生産品受入れ・払出しの処理をしており、実習会計事務取扱要領に則った取扱いができていなかったことが原因と考えられます。</p> <p>年度当初に事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図り、物品取扱規則及び実習会計事務取扱要領を教材にし、校内研修を実施しました。さらに、職員会議において、実習会計における生産並びに処分の事務を担当する教諭に対しても、生産品の管理方法及び生産報告等について改めて説明を行いました。</p> <p>今後は、生産品の管理を適正に行えるよう、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
17	教育	北松農業高等学校	<p>公費で購入していないため管理簿の作成等の適正な管理がなされていない劇物がある。</p> <p>また、今後使用見込みがない毒物劇物が保管されている。</p> <p>さらに、一般薬品と劇物が同一の保管庫に混在して保管されている。</p>	<p>毒劇物を取り扱う全職員が、毒劇物の管理に対する認識が不足していたことが原因と考えます。通知等に従い学期に1回の点検をしていたにも関わらず、点検が形骸化しており、チェック機能が働かなかったことも原因として挙げられます。</p> <p>指摘を受け、管理体制を是正するとともに、令和2年度当初に職員会議において、毒劇物の取り扱いを改めて説明し、所属全体で共通認識を図りました。</p> <p>今後は私費で購入したものであっても法や通知等に従い取扱うとともに、学期毎の点検においては、一般薬品の保管庫も点検を行うよう点検方法を見直し、劇毒物の見落とし防止を図ります。</p> <p>なお、現有する毒物劇物については、今後、高校教育課が示す基本的な考え方に従って、所管転換や廃棄処分を検討してまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
18	教育	島原農業高等学校	<p>乳牛の売却にかかる一般競争入札について、適切な公告期間がとられていない。</p> <p>また、入札保証金に関する事項が公告に記載されていない。</p> <p>さらに、物品の不用決定前に売却にかかる事務処理がされている。</p>	<p>部門の担当者との連絡調整が不十分であったうえ、牛の状態が参考見積額を取得した状態から大きく変わる前に売却しなかったために、適切な公告期間を取ることを失念してしまいました。また、同様の理由であわただしく処理をしてしまったため、物品の不用決定や、入札保証金の記載を失念してしまったことが原因と考えられます。</p> <p>今回指摘された事項については、事務室全職員で今回の指摘事項について説明をして共通理解を図りました。また、農務会議でも、同様に情報共有、適切な処理の方法の確認を行いました。</p> <p>今後は、関係部門とよりこまめに連絡を取り合い、入札の公告及び事務処理には十分な日程をとれるよう十分打ち合わせを行うこと、担当者だけでなく、事務室全体で記入漏れや処理の手順漏れがないか確認しながら処理を行ってまいります。</p>
19	教育	島原農業高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>処理量が多く、作業の効率化を図ろうとして、マニュアルを十分確認せず、適切ではない手順で処理を行ってしまっていたことが原因です。</p> <p>年度当初に指摘された事項について、事務室全職員で共通理解を図りました。また、関係部門とも、よりこまめに連絡を取り合い、作業の効率化のために不適切な簡略化を行わず、マニュアル等を確認しながら適切な手順で生産報告等を行うことを確認しました。</p> <p>今後は、実習で生じた生産品の適正な管理方法について、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>
20	教育	大村城南高等学校	<p>実習で生じた野菜等の生産品について、生産数量が管理されておらず、受入れ・払出しの適正な管理が行われていない。</p>	<p>生産報告の事務処理を、生産後ただちに処理すべきところを、直売所等への掛売においては、直売所から月締めで届く販売精算書を基に、処分伺と併せて行っていました。</p> <p>今回の指摘を受けて、担当教諭、事務室全体で生産品の管理方法及び生産報告等について共通理解を図りました。</p> <p>実習で生じた生産品の適正な管理方法については、他の農業高校や関係課と協議しながら、マニュアル等の整備や改善について検討し、事務処理の適正化に努めてまいります。</p>

## 令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（指摘）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
21	教育	北松農業高等学校	井戸水について、保守点検業務委託で水質の異常値が報告され、また、公的検査機関の水質検査でも不適合と判定されているにもかかわらず、長期間適切な対応がとられておらず、飲用にも供されている。	<p>学校環境衛生基準による事後措置などを詳細まで把握せず、井戸水の使用について認識不足だったことが原因で、水質の異常値や不適合について改善すべき処置をしていませんでした。</p> <p>現在、学校薬剤師や養護教諭などの指導を仰ぎながら、井戸水の水質保持に努めるとともに、職員の意識向上や農場施設の適正管理、生徒への指導などを徹底しています。</p> <p>具体的には、生徒等が水を飲む場所を指定するほか、農場施設の市水を利用している場所、井戸水を利用している場所をわかりやすく区分けし、井戸水を飲用や野菜洗浄等に使用しないようにしています。</p>

令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	教育庁	高校教育課	<p>○毒物劇物の適正な管理について</p> <p>毒物劇物については、前期に引き続き各機関の管理状況を確認したところ、保管庫が施錠されていない事例、危害防止規定に基づく点検がされていない事例、長期間使用されずに保管されたままとなっている事例のほか、検査で使用した強酸度の廃液が床（通路）に置かれたままとなっている事例、劇物のガラス容器が破損しているにもかかわらず、飛散防止策等の適切な対応が取られていない事例などが確認された。</p> <p>使用見込のない毒物劇物については、多額の経費を要するというで処分が進んでいない面も見受けられるため、所属間譲渡や廃棄処分時の集約処理等が効果的であると思われるので、必要な方策の検討を求めたい。</p> <p>なお、県立学校においては、長期間にわたって未使用のまま保管している毒物劇物について処分を予定している学校がある一方、処分についての検討が不十分であると思われる学校も見受けられた。使用実績のない毒物劇物の保管と処分についての基本的な考え方を示すことが必要であると考ええる。</p>	<p>県立学校における使用見込のない毒物劇物については、物品めぐりあいシステム等を利用した学校間の所管転換による有効活用や、地域単位での処分実施など効果的な廃棄処分計画について検討してまいります。</p> <p>また、長年使用実績のない毒物劇物の保管と処分については、学校及び関係機関と協議を行いながら、その基本となる考え方の整理を行い、各学校へ周知を行うとともに、管理状況の調査のための学校訪問を実施します。</p>

令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
2	教育庁	教育環境整備課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入等について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条（見積書の徴取等）第1項の規定で二者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、一者へ発注できることとされている。</p> <p>前年度監査に引き続き、物品購入伺簿等を確認したところ、一回の購入額が3万円を超えない予定価格で頻繁に一者随意契約で購入している事例、公舎等の修繕について3万円をわずかに下回る予定額で同一業者に繰り返し発注している不自然な事例も見られた。</p> <p>これらの背景には、事務の煩雑さを避けたいという思いや、各部署の職員の求めに応じてその都度発注している実態があるものと思われる。</p> <p>安易に一者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうこととなり、過去の不適切な物品調達問題と同様の問題を繰り返さないためにも、適正な調達ルールの徹底と業務実態を踏まえた計画的な発注の仕組みづくりに早急に取り組むことを求めたい。</p>	<p>監査結果については、令和2年3月27日付けで全県立学校あてに通知を行い、今回の指摘事項等について、各学校で問題点や課題の検証を行うなど、校内研修の実施を求めました。</p> <p>併せて、今回の意見を受けて、物品調達については、学校全体の取組として、業務実態を踏まえた計画的な発注体制を構築し、適正な事務処理に努めるよう、適正な会計事務処理についての通知を行いました。</p> <p>今後は、事務長会等と連携するなどして、適正な調達ルールの徹底と、各学校の実態に応じた、計画的な発注の仕組みづくりを進めてまいります。</p> <p>さらに、校長会や事務長会、学校実態調査等の機会を通じて、引き続き、周知徹底を図ってまいります。</p>

長公委（会）第1号  
令和2年5月29日

長崎県監査委員	濱本	磨毅穂	様
長崎県監査委員	砺山	和 仁	様
長崎県監査委員	浅田	ますみ	様
長崎県監査委員	ごう	まなみ	様

長崎県公安委員会委員長  
片岡 瑠美子



令和元年度普通会計定期監査（後期）結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付H31-21000-01081にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和元年度 普通会計定期監査（後期）結果（意見）に係る措置（様式2-1）

番号	部局名	機 関 名	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
1	警察本部	会計課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入等について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条（見積書の徴取等）第1項の規定で二者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、一者へ発注できることとされている。</p> <p>前年度監査に引き続き、物品購入伺簿等を確認したところ、一回の購入額が3万円を超えない予定価格で頻繁に一者随意契約で購入している事例、公舎等の修繕について3万円をわずかに下回る予定額で同一業者に繰り返し発注している不自然な事例も見られた。</p> <p>これらの背景には、事務の煩雑さを避けたいという思いや、各部署の職員の求めに応じてその都度発注している実態があるものと思われる。</p> <p>安易に一者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうこととなり、過去の不適切な物品調達問題と同様の問題を繰り返さないためにも、適正な調達ルール徹底と業務実態を踏まえた計画的な発注の仕組みづくりに早急に取り組むことを求めたい。</p>	<p>監査結果については、令和2年3月25日付けで各警察署あてに通知を行い、適正な会計経理に努めるよう周知徹底を図りました。</p> <p>日常的に使用する事務用消耗品等については、各警察署において調達日を予め設定し、計画的な発注に努め、安易に一者発注を繰り返さず競争性の担保に配慮するよう指導を行うとともに、各警察署共通して必要となる物品（USBメモリー等）に関しては、競争性と透明性の確保のため、警察本部会計課において一括発注（一般競争入札等）を行い、各警察署へ配分する予定です。</p> <p>今後も各かい（警察署）に対し、研修会や会計監査等の機会あるたびに周知及び指導を行ってまいります。</p>

R02-01090-01625

令和2年5月29日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様  
長崎県監査委員 ごろ まなみ 様

長崎県知事 中村 法道 印

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付H31-21000-01137の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：総務部 学事振興課		
【学校法人 鎮西学院】		
指摘事項 (団体)	(1) 領収書について (高等学校) 授業料等に係る領収書について、 連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、 事前に領収書に番号を付した上で使 用すること。	監査の講評で指導いただいたことを受け、ただちに使 用中及び今後使用予定の領収書に通し番号を付し、現金 にかかる事故防止対策を講じました。

### 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：企画振興部 新幹線・総合交通対策課		
【長崎国際航空貨物ターミナル株式会社】		
意見（団体）	<p>(1) 出資目的と現状について</p> <p>長崎空港が国際・国内航空貨物の物流拠点になることを目指し、平成4年に設立された当法人の主要事業の1つである国際航空貨物の取扱量について、平成9年度（1,373トン）以降、多少の増減はあったものの減少傾向にあり、当年度の実績は開業以来最も少ない57トンとなっている。</p> <p>大規模都市空港への貨物集中や、航空便事情も実績減の背景にあることであるが、関係機関と協議を行うなど、物流の拡大に向けて具体的方策の検討が必要である。</p>	<p>従来にも増して長崎県並びに関係機関との連携を強化し、協力を得ながら国際航空貨物の取扱量拡大に向けた具体的方策を検討・実施してまいります。</p> <p>また、今後、長崎空港24時間運用、IR誘致が実現した場合、長崎空港の利用者の増加並びに増便や機材の大型化、新規就航路線の開設が想定され、国際貨物・国内貨物とも増大することが期待されることから、長崎県の産業振興の観点も踏まえ、長崎県並びに関係機関とも連携しながら、物流拡大に向けての調査研究を進めてまいります。</p>
意見（主務課）	<p>(1) 出資目的と現状について</p> <p>長崎空港が国際・国内航空貨物の物流拠点になることを目指し、平成4年に設立された当法人の主要事業の1つである国際航空貨物の取扱量について、平成9年度（1,373トン）以降、多少の増減はあったものの減少傾向にあり、当年度の実績は開業以来最も少ない57トンとなっている。</p> <p>大規模都市空港への貨物集中や、航空便事情も実績減の背景にあることであるが、所管課においても県関係部局と協議を行うなど、物流の拡大に向けて具体的方策の検討が必要である。</p>	<p>本団体設立当初と比較し、福岡空港等の主要空港への貨物集約等、長崎空港における集荷環境が大きく変化しているものの、航空貨物事業の振興は、空港の活性化はもとより、県内経済の成長に寄与するものであるため、農林水産部等の庁内関係部局や貨物事業者等との連携強化を通じて、新たな商材の掘り起こしや商流チャンネルの創出に取り組み、長崎空港における取扱貨物の増加に繋げてまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：文化観光国際部 観光振興課		
【一般社団法人 長崎県観光連盟】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）の実績報告の誤りについて</p> <p>当法人への県の補助金額の確定事務について、平成31年3月に行った計画変更申請及び実績報告書提出に際し、同補助事業で作成した書籍の販売代金213,474円を差し引いた額に補助金額を変更すべきところ、当該金額を含めた額で同補助金額の実績報告を行い、結果的に補助金を過大に受領している。</p> <p>過大受領となる補助金については、県に返還すること。</p>	<p>平成30年度に過大受領になった補助金については、令和元年12月6日付けで県へ返還いたしました。</p> <p>今後、書籍の販売など収入が発生する事業の取り扱いについては、県とも協議を行い、十分留意して補助事業に係る事務処理を行ってまいります。</p>
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）について</p> <p>当法人への県の補助金額の確定事務について、平成31年3月に行った計画変更承認及び補助金額の確定に際し、同補助事業で作成した書籍の販売代金213,474円を差し引いた額に補助金額を変更し確定すべきところ、当該金額を含めた額で同補助金額の確定を行い、補助金を過大に支出している。</p> <p>過大交付となる補助金については、法人に返還を求めること。</p> <p>なお、書籍等販売を目的とする成果物に対する補助については、補助を受けた年度内にすべて販売ができなかった場合、補助対象年度以降の販売収入についても同様に過大となるおそれがあるため、補助制度のあり方として販売収入と補助との関係を再整理すること。</p>	<p>平成30年度の補助金において、過大となった分については、既に当法人から返還を受けております。</p> <p>今後、書籍等販売を目的とする成果物に対する補助については、当該年度に必要な部数を正確に把握するなど、年間事業計画を十分に精査して、補助金事務を行ってまいります。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：県民生活部 生活衛生課		
【公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会】		
指摘事項 (団体)	(1) 郵便切手の管理について 郵便切手の管理については、受払簿を備えており、担当者が郵便切手の 実在高と受払簿の照合を行っているが、担当者のみで行っており、また、照合印等残高を確認した記録がない。 適正な事務処理を行うこと。	毎月、事務局長まで照合を行い、受払簿に押印するようにいたしました。 今後とも、適正な事務処理に努めてまいります。

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部 医療人材対策室		
【公益社団法人 長崎県看護協会】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 利用料金の設定に係る知事の承認について</p> <p>当法人が長崎県看護キャリア支援センターの利用料金を定める場合には、長崎県看護キャリア支援センター条例（平成26年長崎県条例第53号）の規定に基づき知事の承認を受けなければならないこととなっているが、演習室3の利用について、知事の承認がないまま、演習室1及び2の利用料金と同額を徴収している。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>長崎県看護キャリア支援センター条例の規定に基づき、演習室3の利用について令和元年10月2日に追加設定の申請を行い、知事の承認を受けました。</p>
意 見 (団体)	<p>(1) 施設の利用状況について（長崎県看護キャリア支援センター）</p> <p>当法人は、関係施設（医療機関、社会福祉施設等）を訪問したり、パンフレットの送付を行ったほか、ホームページ等により施設の周知を図るなど利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の利用状況は、成果指標である研修受講者数については目標値に達しているものの、もう一つの成果指標である就業相談等件数については目標値に達しておらず、前年度の実績値も下回っている。</p> <p>今後とも、利用者のニーズの把握・利便性の向上に努めるなど、なお一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>関係施設への訪問活動や広報誌・ホームページの内容を見直すなど、今後も引き続き広報活動に力を入れるとともに、ハローワークとも連携を図りながら、更なる利用促進に取り組んでいきます。</p>

### 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部 国保・健康増進課		
【特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 目的外の施設利用について</p> <p>長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定書には、施設等を設置目的以外の用に供してはならないと規定しているが、「患者会活動室」を当センターの事業内容と直接関係のない団体に実質的な事務室として、平成19年2月1日から恒常的に利用させている実態がある。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該団体は、難病患者や透析患者の送迎・移送等を患者自らが行う目的で、長崎県、長崎市の補助金を受けて運営し、公益性のある事業を実施しており、センターの設置目的と一部適うものとして「患者会活動室」の使用を認めてきました。</p> <p>しかしながら、団体の事務室としての恒常的な使用は適切でないため、主務課の指導をいただき、移転に向けて協議していきます。</p>
意 見 (団体)	<p>(1) 施設の利用状況について（長崎県難病相談・支援センター）</p> <p>当年度の各種相談件数は964件（対計画比60.3%）、施設利用者数は4,833人（対計画比92.7%）であり、どちらも目標を下回っている。</p> <p>当センターにおいては、就業支援やピアサポートの活用に取り組むなど、難病患者や家族等のサービス向上を図っているが、引き続き一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>難病に関する講座やイベント等の充実を図るとともに、関係機関と連携した就労支援等を推進して利用促進に努めます。</p> <p>また、関係機関や団体等へ「センターニュース」等を広く配布して周知を図るとともに、保健所や患者会と連携した出張相談や医療講演会等の開催等、センター外での活動も充実させることにより、相談件数の増加を図ります。</p>
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 目的外の施設利用について</p> <p>長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定書には、施設等を設置目的以外の用に供してはならないと規定しているが、指定管理者において「患者会活動室」を当センターの事業内容と直接関係のない団体に実質的な事務室として、平成19年2月1日から恒常的に利用させている実態がある。</p> <p>指定管理者には、行政財産である当センターの施設の目的外使用許可の権限がないことから、指定管理者と協議のうえ、是正を図ること。</p>	<p>当該団体は、難病患者や透析患者の送迎・移送等を患者自らが行う目的で、長崎県、長崎市の補助金を受けて運営し、公益性のある事業を実施しており、センターの設置目的と一部適うものとして「患者会活動室」の使用を認めてきました。</p> <p>しかしながら、団体の事務室としての恒常的な使用は適切でないため、当該団体の移転に向けて協議し、本来の目的に沿った使用ができるよう是正を図ります。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部 障害福祉課		
【社会福祉法人 大空の会】		
指摘事項 (団体)	(1) 立替払について 職員が感染症予防対策品をドラッグストアで現金で購入し、その領収書の提出により当該職員に支出しているものがある。 当法人の経理規程で定めている小口現金から支出するなど、適正な会計処理を行うこと。	指摘を受け、購入伺いの提出後、決裁の上、仮払金を準備し、職員が物品等を購入する仕組みに改めました。 また、これまで請求書払いで購入できる店舗が1店舗のみでしたので、現在、それ以外の2店舗と事務手続きを行っております。

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 鎮西学院】		
指摘事項 (団体)	(1) 領収書について(幼稚園) 授業料等に係る領収書について、 連続番号が付されていない。 現金に係る事故を防止するため、 事前に領収書に番号を付した上で 使用すること。	今年度から、領収書に連続番号を付与し、使用しております。
指摘事項 (主務課)	(1) 補助金額の確定について 長崎県私立幼稚園特別支援教育費 補助金の実績報告書において、補助 対象経費(1,939,076円)が交付決定 額(2,067,000円)より小さくなって いるため当法人の負担額がマイナス (△127,924円)となっている。 当法人はその旨実績報告書で報告 しているにもかかわらず、県は交付 決定額により当該補助金の額の確定 を行っている。 過大交付となる補助金については 返還を求めること。	令和2年3月9日付けで交付額の再確定通知及び返還 命令を行い、令和2年3月17日に返還金の収納を確認し ております。 今後は額の確定を行う際は複数職員でチェックを行う など、適正な事務処理に努めてまいります。

### 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：福祉保健部こども政策局 こども未来課		
【学校法人 柴田学園】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 預かり保育料について</p> <p>長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金の補助対象経費の算出に用いる預かり保育料の収入事務において、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>ア 職員による立替について</p> <p>預かり保育料については保護者から現金で受領し、全員分が集まった時点で預金に入金しているが、平成30年4月分について納入が遅れている保護者がいたため、職員が立て替えている。</p> <p>イ 現金の管理について</p> <p>保護者から現金で受領し、預金口座へ入金するまでの間、現金出納簿に記帳することなく保管しているため、現金在高を照合することができない。</p> <p>また、時間外においては担当職員が当該現金を自宅に持ち帰り管理している。</p>	<p>職員立替については令和2年4月以降是正しており、立替えることがないよう指導・徹底しております。</p> <p>保護者から現金で受領した場合、出納簿に記帳して、速やかに預金口座に入金するよう徹底し、職員が現金を持ち帰らないようにしております。</p> <p>時間外については、現金出納簿に記入のうえ、当日は現金を金庫に入れて保管し、翌日速やかに銀行に入金するよう徹底しております。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項 (主務課)	<p>(1) 補助金に係る人件費の算出について</p> <p>長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)の運営費補助のうち、人件費(給与費割分。以下同じ。)の算定については、前年度における補助対象幼稚園の対象職員の給与総額を県内全園の同給与総額で除した割合を、県と同経費に係る予算額に乗じて得た額としている。</p> <p>しかし、当法人(幼稚園)の人件費の算出においては、根拠となる前年度の給与対象額を幼稚園運営に係る金額とすべきところ、併営する放課後児童クラブの兼務分も含んだ職員全員の人件費を基に算出したため、補助額(配分額)が過大となっている。</p> <p>また、本件に係る人件費の算出について所管課は、平成30年12月に実施した同法人に対する検査で誤りを把握していたにもかかわらず、交付額の変更等の措置も取っていない。</p> <p>算定の基礎となる同補助金の人件費に係る県補助金の予算額は定額のため、同幼稚園の補助額が過大になることで、県内の他の幼稚園の補助額(配分額)に影響することから、当該影響額を精査の上、補助金の返還も含め適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該法人に対し、併営する放課後児童クラブに従事した職員の人件費を差し引いた適正な資料の再提出を求め、補助金の再計算を行いました。その結果、過大交付となった分については、今後返還を求める手続きを行います。</p> <p>併せて、県内の他の対象法人すべて同様に確認を行い、交付額が過大となった法人については、同様に返還の措置を講じます。</p> <p>また、今後は、補助金制度について周知徹底を行い、資料提出を求める際に注意喚起を行うと共に、県で算定をする際には、複数人でチェックを行うなどの確認体制を強化することにより、再発防止に努めてまいります。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：産業労働部 企業振興課		
【公益財団法人 長崎県産業振興財団】		
指摘事項 (団体)	(1) 助成金に係る事務手続について 当法人が実施しているナガサキ型 新産業創造ファンド事業助成金につ いて、申請者から実績報告書を受理 後、助成金の額の確定までに1年以 上を要しているものがある。 適正な事務処理を行うこと。	同事業は、平成30年度に終了しましたが、後継事業の 「ナガサキ地域未来投資促進ファンド事業」において、 助成案件ごとのチェックシートを作成し、進捗管理を徹 底することとしました。

### 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：農林部 諫早湾干拓課		
【公益財団法人 諫早湾地域振興基金】		
意見 (団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、経常収益が14,969千円、経常費用が63,591千円で、当年度経常増減額は48,622千円の赤字であるが、基本財産の一部（49,500千円）取り崩しにより補てんし、当期一般正味財産増減額は878千円の黒字となっている。</p> <p>基本財産（出捐金）の一部取り崩しを前提とした現行の運営方針は、令和3年度までのものであり、令和4年度以降の当法人のあり方については、令和3年度までに検討委員会等を設置し、方針を定めることとしているが、諫早湾干拓事業を取り巻く周囲の環境等も踏まえつつ、今後の基金事業の運営について検討しておく必要がある。</p>	<p>現行の運営方針においては、カキ、アサリの生産にかかる助成事業、調査研究事業など、諫早湾地域の振興上、維持促進が必要な中核的事業や基金運営費について、「事業効果維持促進枠」を設け、基本財産の一部処分により得た財源を充当できるルールを定め、運営を行っているところです。</p> <p>令和4年度以降の当基金のあり方については、ご意見のとおり、諫早湾干拓事業を取り巻く環境等を見据えながら検討してまいります。</p>

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 道路維持課		
【一般社団法人 長崎県公園緑地協会】		
指摘事項 (団体)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 平戸公園及び田平公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：377,000人、県所管課：395,358人）が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。	指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通じた事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も県と協議を続けてまいります。
意 見 (団体)	(1) 施設の利用状況について（平戸公園及び田平公園） 当法人は、公園利用促進のため、主催イベントとして「さくらまつり」、「光のフェスタ」のほか、フォトコンテストや野外体験学習等を開催し、またツーデーウォーク等地域イベントの後援や協力を行うなど利用者増を図っている。 当年度の公園施設の利用者数をみると、無料施設利用者数は前年度より増加し、目標利用者数も上回っているものの、有料施設利用者数は前年度より減少し、目標利用者数も下回っている。 今後とも、施設のPRに努めるとともに、イベントの充実など利用促進に努められたい。	引き続き、公園ホームページによるPRなど利用促進に努めてまいります。
指摘事項 (主務課)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 平戸公園及び田平公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：377,000人、県所管課：395,358人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。	指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通じた事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も指定管理者と協議を続けてまいります。

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 道路維持課		
【長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体】		
指摘事項 (団体)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 百花台公園及び百花台森林公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：220,000人、県所管課：410,720人）が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。	指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も県と協議を続けてまいります。
指摘事項 (主務課)	(1) 施設利用者数の目標値設定について 百花台公園及び百花台森林公園の施設全体に係る目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している（指定管理者：220,000人、県所管課：410,720人）が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。	指定管理者の目標利用者数は、指定管理期間内である5ヶ年を通した事業計画に基づき設定した長期的な目標であるのに対し、県の目標値は直近の実績を反映させ、単年度の目標値を設定しているため相違が生じております。 目標設定については、今後も指定管理者と協議を続けてまいります。

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：土木部 用地課		
【長崎県土地開発公社】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 契約事務について</p> <p>契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 工事の入札執行について</p> <p>長崎県土地開発公社決裁規則において、工事の入札執行は総務部長が行うことと定められているが、恒常的に総務部次長が執行している。</p> <p>イ 工事等の起工の決裁について</p> <p>長崎県土地開発公社決裁規則において、工事等の起工については、1件の設計額が250万円超1億円以下の場合には常務理事が決裁すると定められている。</p> <p>しかしながら、「平戸市工業団地整備事業に伴う確定測量業務委託」（設計額7,132千円）に係る起工伺について、総務部長が決裁を行っている。</p> <p>ウ 契約保証金について</p> <p>「時津10工区2工区－8住宅用地不動産鑑定評価及び意見書作成業務委託」について、契約の相手方が契約保証金を徴取すべき者であるにもかかわらず、誤って免除している。</p>	<p>決裁規則、事務分掌を見直し、実態と規則等に齟齬がないよう是正しました。</p> <p>今後は決裁規則に則った、適正な決裁権者まで仰裁いたします。</p> <p>今後は、契約時に相手方が契約保証金を徴取すべき者であるか否かについて、複数職員にて確認を行ってまいります。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意見 (団体)	<p>(1) 県の出資廃止への対応について</p> <p>当社は、現在造成・販売中の時津第10工区について、平成24年に策定した経営改善実施計画が現状と乖離していたことから、平成28年度を初年度とする新たな経営改善計画を策定し、事業の完了予定を令和3年度としている。</p> <p>県は「新」行財政改革プランに基づく検討の中で、当該事業が完了した段階で当公社への出資廃止の方針を打ち出しているため、事業完了後の解散に向けた事業の精算、資産・負債の処理等の課題について整理し、適確な対応を進めていく必要がある。</p> <p>また、県からの要請により取得・造成した大村臨海工業用地については、未だに県からの買戻しがなされていない状況であるが、本事業は県からの借入金と当公社の自己資金を財源としており、解散までに自己資金を回収する必要があることから、引き続き県に対し買戻しを要請すべきである。</p>	<p>県の方針に対応して、平成29年度から、公社内に検討委員会を立ち上げ、出資廃止（解散）に伴う課題等について検討を行っており、所管課（用地課）と必要な協議を行ってまいります。</p> <p>また、大村臨海工業用地については、毎年度取得依頼元である県に対し、早期一括買戻しの要請を行っております。</p> <p>令和元年度も9月26日付文書で要請したところですが、現時点では取得困難である旨の回答を受けております。今後とも、買戻し要請を行ってまいります。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：交通局		
【長崎県中央バス株式会社】		
指摘事項 (団体)	<p>(1) 金券等受払簿について</p> <p>商品券の購入において、金券等受払簿に受入れの記載はされており、実際に払い出しているが、払出しの記載がないため、受払簿上は残高があることになっている。</p> <p>また、当該受払簿に当法人分と長崎県交通局分をまとめて記載している。</p> <p>当法人独自の受払簿を作成のうえ、適正に記載し、残高の照合を行うこと。</p>	<p>今回の指摘を受け、弊社独自の受払簿を作成しました。</p> <p>また、残高の照合についても、今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p>
	<p>(2) 規程等の整備について</p> <p>組織や職制に係る規程等が整備されていない。</p> <p>長崎県交通局に準じているということであるが、別組織であるので、必要な規程等は独自に整備すること。</p>	<p>今回の指摘を受け、組織及び職制に係る規程を整備いたしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

31教総第149号  
令和2年5月28日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和 仁 様  
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様  
長崎県監査委員 ごろ まなみ 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二



令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和2年3月19日付H31-21000-01137の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
<p>意 見 (団体)</p>	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当法人は、佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家及び世知原少年自然の家において、各市町教育委員会や学校等への訪問、子供会やPTA等に対する団体利用の依頼、県・市の広報誌への掲載、主催事業の案内、ダイレクトメールの送付によるリピーター確保など利用促進に努めているが、うち佐世保青少年の天地及び千々石少年自然の家の2施設の当年度利用者数について、目標利用者数を下回っている。</p> <p>そのような中、施設のあり方についての検討もなされているところであり、さらなる利用者増に向けて、今後とも、モニタリングの結果を施設の運営に反映させるなど、より利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>さらなる利用者増に向けて、佐世保青少年の天地においては、「佐世保法人会」を通して企業への案内を広く行うとともに、新たな取組として施設見学会を企画するなど利用促進に努めています。</p> <p>また、千々石少年自然の家においては、夏期勉強合宿の会場としての誘致をはじめ、新たな企業、幼稚園・保育園・学童保育園等への訪問により施設利用の依頼を行っています。</p> <p>今後は空調設備が整備されたことをアピールし、特に夏場の利用促進を図るため、ホームページの内容の充実を図ります。</p> <p>また、ケーブルテレビを活用しての広報活動、各市の福利厚生事業での活用促進、公共施設でのポスター掲示等、今後も魅力ある主催事業の開催と積極的な広報活動により更なる利用促進に努めます。</p>

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 体育保健課		
【公益財団法人 佐世保市体育協会】		
意 見 (団体)	(1) 施設の利用状況について（長崎県立総合体育館県北トレーニング室） 当法人は、初心者を対象とした無料体験やポイントサービスの実施などにより利用促進に努めているが、当年度の利用状況は、近隣に民間の24時間ジムができたこと等により、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。 今後とも利用者のニーズの把握、広報の充実などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。	平成31年度からSNS（Facebook）を利用した広報や情報発信を行い、トレーニング機器の紹介や月別の利用者数順位表をアップし、来場しやすい環境づくりに努めています。また、新たにポイント2倍デーやレディースデーを設け、稼働率の低い昼間の利用促進に取り組んでいます。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト